

高鍋町公表第27号

高鍋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年高鍋町条例第5号）第6条の規定に基づき高鍋町の平成23年度における人事行政の運営の状況を次のとおり公表する。

平成24年8月30日

高鍋町長 小澤 浩一

I 職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の採用試験の状況（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

区分	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	最終合格者数 (B)	競争率 B/A
一般事務（上級）	80	54	8	2	3.7%
土木（上級）	2	2	2	1	50.0%
建築（上級）	1	0	0	0	
一般事務（初級）	34	30	7	3	10.0%

2 職員の昇任選考の状況（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

区分	課長級	課長補佐級	係長級	主任級
町長部局		1	6	
議会事務局				
教育委員会部局				
農業委員会部局				

3 職員の離職の状況（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

区分	男	女	計
定年退職	1	2	3
勸奨退職	1	2	3
その他	2	2	4

※特別職を除く

4 定員管理の状況

ア 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区分 部門	職員数			対前年増減数		
	平成22年	平成23年	平成24年	22年	23年	24年
議会	2	2	2	0	0	0
総務	40	37	36	1	△3	△1
税務	13	14	15	△1	1	1
民生	26	24	22	△9	△2	△2
衛生	11	11	11	1	0	0
農林水産	15	16	16	0	1	0
商工	3	3	2	△1	0	△1
土木	12	12	11	0	0	△1
教育	23	23	23	0	0	0
水道	5	5	5	0	0	0
下水道	4	4	4	0	0	0
その他	9	9	9	△1	0	0
計	163	160	156	△10	△3	△4

イ 職員の増減状況

部門	増員数	減員数	差引	主な増減理由
議会			0	
総務		1	△ 1	退職者調整
税務	1		1	収納業務の集中化
民生		2	△ 2	退職者調整
衛生			0	
農林水産			0	
商工		1	△ 1	退職者調整
土木		1	△ 1	退職者調整
教育	2	2	0	機構改革
水道			0	
下水道			0	
その他			0	
計	3	7	△ 4	

II 職員の給与の状況

1 人件費の状況（平成23年度普通会計決算） ※人口は平成24年3月31日現在

区分	住民基本台帳人口	歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
平成23年度	21,266人	7,306,593 千円	1,305,579 千円	17.9%

注) 1. この表は、歳出額に占める人件費の割合を示したものです。

2. 人件費には特別職（町長など三役及び町議会議員など）に支給される給料・報酬などを含みます。

2 職員の給与の状況（平成23年度一般会計決算）

区分	職員数（A）	給与費			一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	計（B）	
平成23年度	143	558,765 千円	253,991 千円	812,756 千円	5,684 千円

3 職員の平均給料・給与月額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	321,900 円	356,700 円	41歳6月

4 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分		高鍋町	宮崎県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円

注) 初任給の額は、学校卒業後すぐに採用された場合の給料月額です。

5 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	263,425 円	309,100 円	359,600 円
	高校卒	226,900 円	273,400 円	311,400 円

注) 大卒経験年数15年、高卒経験年数10年・15年・20年は当該年の前後の経験年数より算出

6 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任主事 主任技師 係長 主査	係長 主査	課長補佐 局長補佐	課長 局長	
職員数	9 人	5 人	33 人	38 人	15 人	11 人	111 人
構成比	8.1%	4.5%	29.7%	34.3%	13.5%	9.9%	100.0%

注) 1. 高鍋町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

7 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉・退職各手当（平成24年4月1日現在）

区 分		高 鍋 町		国
期末・勤勉手当		(期 末 手 当)	(勤 勉 手 当)	本町と同じ
	6 月期	1.225 月分	0.675 月分	
	12 月期	1.375 月分	0.675 月分	
	計	2.600 月分	1.350 月分	
退職手当	勤続	(自己都合)	(定年・勸奨)	本町と同じ
	20年	23.50月分	30.55月分	
	30年	41.50月分	50.70月分	
	35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度	59.28月分	59.28月分	
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%		本町と同じ

(2) 特殊勤務手当（普通会計決算）

特殊勤務手当	区 分		全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		8.4 %
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		6,192 円
	手 当 の 種 類 (手 当 数)		5 種類
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	町政徴収強制執行業務
多くの職員に支給されている手当		町政徴収強制執行業務	

(3)時間外勤務手当（一般会計決算）

時 間 外 勤 務 手 当	年 度	区 分	金 額
	23年度	支 給 総 額	職 員 1 人 当 たり 支 給 年 額
支 給 総 額			95,871 円
22年度	支 給 総 額	職 員 1 人 当 たり 支 給 年 額	30,143,394 円
		支 給 総 額	239,233 円

(4)扶養手当・住居手当・通勤手当（平成24年4月1日現在）

区 分	内 容	国 の 制 度 と の 同 異
扶 養 手 当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者なしの1人 11,000円 16歳から22歳までの1人につき 5,000円加算	同
住 手 居 手 当	借家・借間で月額23,000円以下を支払っている職員（最高） 11,000円 23,000円以上の場合（最高） 27,000円	同
通 勤 手 当	交通用具利用 2 ～ 5km未満 2,000円 30 ～ 35km未満 16,100円 5 ～ 10km未満 4,100円 35 ～ 40km未満 18,500円 10 ～ 15km未満 6,500円 40 ～ 45km未満 20,900円 15 ～ 20km未満 8,900円 45 ～ 50km未満 21,800円 20 ～ 25km未満 11,300円 50 ～ 55km未満 22,700円 25 ～ 30km未満 13,700円 55 ～ 60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	同

8 特別職の報酬等

区 分	給料月額	期 末 手 当
給 料	町 長 719,000 円	(平成23年の支給率)
	副 町 長 583,000 円	
	教 育 長 550,000 円	
報 酬	議 長 303,000 円	6 月 期 1.40 月 分
	副 議 長 227,000 円	12 月 期 1.55 月 分
	委 員 長 216,000 円	計 2.95 月 分
	議 員 210,000 円	

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況

当町の勤務時間は、午前8時25分から午後5時10分までで、勤務時間は7時間45分である。
(平成24年4月1日現在)

始業時刻	休憩時間	終業時刻
8:25	12:00～13:00	17:10

2 年次有給休暇

(1) 制度の概要

職員には、暦年（1月1日から12月31日まで）ごとに20日（年の途中で採用された者には月割の日数）の年次有給休暇が与えられて（日単位で与えることが原則であるが、必要に応じて、半日又は時間単位で与えることもできる。）、翌年に限り20日を限度としてこれを繰り越すことができる。

(2) 取得状況（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）

総付与日数（A）	4,355	
総取得日数（B）	1,036	
対象職員数（C）	110	
平均取得日数（B/C）	9.42	
消化率（B/A）	23.8%	※育児休業者等を除く

3 特別休暇

特別休暇は、職員の公私の特別の事情に基づき与えられる有給休暇であり、やむを得ない公的要請又は社会通念上妥当な個人的事情がある場合に限り認められる。

特別休暇が認められる場合の事由及びそれぞれの期間は次のとおりである。

（平成24年4月1日現在）

事由	期間
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通しや断又は隔離	その都度必要と認める期間
2 風水震災その他非常災害による交通しや断	上に同じ
3 風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
4 その他交通機関の事故等の不可抗力の事故	その都度必要と認める期間
5 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	上に同じ
6 選挙権その他公民としての権利の行使	上に同じ
7 所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止（台風来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	上に同じ
8 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第46条の規定による勤務条件の措置要求に関する審理に出席する場合	最小限度必要と認める日又は時間
9 地方公務員法第49条の2第1項の規定による不利益処分についての不服申立に関する審理に不服申立人が出席する場合及び不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和44年公平委員会規則第2号）第11条に規定する準備手続に公平委員会から出席を求められ不服申立人が出席する場合	上に同じ

事由	期間
10 労働組合法（昭和24年法律第127号）第7条に規定する不当労働行為の申立に係る地方労働委員会の審問及び同委員会から出席を求められた調査に申立人（申立人が労働組合その他権限ある団体である場合にはその代表者あるいは委員会が労働委員会規則（昭和24年中労委規則第1号）第39条第3項の規定により審問に出頭することを指定した者）が出席する場合	上に同じ
11 職員の分べん	分べんの予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）目に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内において必要と認める期間
12 生理日に有害な職務に従事する女子職員及び生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理日	2日を超えない範囲内で必要と認める期間
13 女子職員が妊娠のため著しく障害がある場合	7日を超えない範囲内で必要と認める期間
14 職員が生後満1年に達しない生児を育てる場合	1日2回 1回につき30分
15 職員が結婚する場合	条例第8条の3第1項の規定により割振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を除く7日を超えない範囲内で必要と認める期間
16 妻の出産	3日以内で必要と認める期間
17 父母の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間
18 忌引	別表第1に定める期間内において必要と認める期間
19 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月の期間内における、勤務を要しない日及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
20 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	その都度必要と認める期間
21 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）その都度必要と認める時間（妊娠1月は28日として計算する。）
22 職員が、中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）、職員の父母（職員と生計を一にする配偶者の父母を含む。）及び配偶者の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話、父母及び配偶者の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲でその都度必要と認める期間

事由	期間
23 条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他町長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲でその都度必要と認める期間
24 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は中学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内において5日を超えない範囲でその都度必要と認める期間
25 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて町長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年において5日の範囲内の期間
26 その他町長が特に必要と認めたとき	上に同じ

4 育児休業の状況

(単位：件数)

区分	男性	女性
育児休業の承認件数	0	2
育児休業期間延長の承認件数	0	0

IV 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成23年度）

(1)分限処分者数

(単位：人(延べ))

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	8	0	8
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0

(2) 懲戒等処分者数

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

V 職員の営利企業等従事許可等に関するサービスの状況（平成23年度）

(単位：件)

営 利 企 業 等 の 従 事 の 内 容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合（各種統計調査事務従事）	7

VI 職員の研修の状況（平成23年度）

(単位：人)

研 修 内 容	受講者数
一 般 職 員 研 修 I ～ IV	12
新規採用職員研修（前期・後期）	5
新任係長研修	5
危機管理セミナー	1
コーチングセミナー	2
職場カウンセリングセミナー	1
コンプライアンスセミナー	27
地域・人づくりセミナー	1
ファシリテーションセミナー	1
地方自治法セミナー	1
政策形成セミナー	1
各種 O A 研修	6
政策課題研究	3
工事請負契約事務研修	2
行政と争訟セミナー	2
税務関係職員初任者研修	3
税務関係固定資産税事務研修	1
接遇スキルアップ研修	1
政策法務セミナー	1
民法セミナー	2
クレーム対応セミナー	3
ハードクレームセミナー	1
対人折衝・交渉力向上研修	1
プレゼンテーションセミナー	3
時間マネジメントセミナー	3
公営企業会計セミナー	8
財政財務事務研修	3
人材育成基本研修	2
法制執務研修	22
人事評価研修	146
公務員倫理基礎研修	1
地域活性化研修	136
男女共同参画研修	143
鷹山塾	2
自治大 学 校	1
人材育成アドバイザー研修	62
合 計	615

Ⅶ 勤務成績の評定の状況

平成20年度から試行中の人事評価制度を、22年度からの本格実施し、評価結果を平成22年12月期からの勤勉手当に反映させている。

Ⅷ 職員の福祉の状況（平成23年度）

(1) 健康診断の状況

		(単位：人)
区	分	受診者数
人間ドック（日帰り）		85
人間ドック（一泊二日）		22
大腸がん検診		10
脳ドック		26
眼科健診		10
一般健診（臨時職員を含む）		73

(2) 労働安全衛生

高鍋町安全衛生委員会の設置・運営

(3) 福利厚生事業の状況（平成23年度）

互助会名称	高鍋町職員厚生会
会員数	162名
公費負担総額	2,544千円
公費補助率	50.00%
1人当たり公費負担額	15,703円
個別事業内容（件数）	出生祝金（6）・弔慰金（4）・退職一時金（9） 入学祝金（13）・卒業祝金（6）・長期会員祝品（3） 保健補助（102）・会員レク補助金（2）・保険料助成金（12）

Ⅸ 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし